

お客さま 各位

高松信用金庫

残高1万円未満の口座解約手続きにおける「押印不要」の実施に伴う
預金規定類の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、預金残高が1万円未満の口座について、「押印不要」の解約手続きを開始することに伴い、預金規定類を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は本規定改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

令和5年9月25日

2. 改定する規定類

- (1) 普通預金取引規定（無利息型の普通預金「決済用預金」を含む）
- (2) 貯蓄預金取引規定（貯蓄預金40型・20型）
- (3) 納税準備預金規定
- (4) 定期性総合口座取引規定

3. 主な改定事項

- (1) 口座解約時における手続きの明確化
- (2) 口座解約時における本人確認資料の提示を依頼することの明確化
- (3) 個人・個人事業主であるお客さまに限り、当金庫が認めた場合は押印不要により解約手続きができること

4. 普通預金取引規定の新旧対照表は以下のとおりです。

貯蓄預金取引規定、納税準備預金規定、定期性総合口座取引規定についても同様に改定を行います。

新	旧
<p>14.（解約等）(1) この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u></p> <p>(2) <u>前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 前5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当に時間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>14.（解約等）(1) この預金口座を解約する場合には、<u>この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当に時間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>

※改定後の「普通預金取引規定」、「貯蓄預金取引規定」、「納税準備預金規定」、「定期性総合口座取引規定」は当金庫ホームページをご覧ください。

以上